

## 新しい公共支援事業の実施に関するガイドラインの概要（案）

### 1. ガイドラインとは

本ガイドラインは、新しい公共支援事業の円滑かつ適確な実施のための指針であり、各都道府県に造成される基金の設置、運用等に関して、その具体的な方針・方法を示すもの。

### 2. 支援事業の趣旨

支援事業により、行政が独占してきた領域を「公（おおやけ）」に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民共同で担う取り組みを試行することで、新しい公共の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、新しい公共の拡大と定着を図る。

NPO等にとっては、寄附や融資を受けやすい環境が整備され、ボランティアネットワークや情報などの人的・技術的な活動基盤の整備が進み、NPO等の活動が自立していく。

これにより、公的な財やサービスの効率的な提供と、地域における雇用や参加の場の拡大に資する。

### 3. 支援事業の実施に当たっての基本コンセプト

#### (1) 実施に当たっての3原則

- (1) 新しい公共の担い手が行政に過度に依存することがないよう、NPO等の自立的活動を間接的に後押しすることを基本とする。事業は地域における取り組みが定着するまでの2年間の暫定的な対応とする。
- (2) 支援事業の選定などを行う運営委員会は、市民、NPO、企業等の多様なメンバーによる官民協働の取り組みとして、公平性を確保する。
- (3) 支援事業の選定過程は可能な限り開示し、透明性を確保するとともに、支援を受けるNPO等は、情報開示の徹底により、市民等の監視と評価を受ける。また、NPO等の創意工夫に富んだ企画、提案等を取り入れる仕組みとする。

#### (2) 実施に当たっての基本的な考え方

- ・一過性のイベントよりは、むしろ将来にわたって継続・発展することが可能となる人材、仕組み作りや、従来の事業では十分対応できなかった支援の核心を突く新しい内容が含まれ、必要不可欠であり、効果の上がる事業に重点に置く。
- ・民間等の豊富なノウハウを生かすため、中間支援組織・市民ファンド等との協調と連携を図る。
- ・全国共通の情報基盤や会計基準の導入によりNPO等の情報開示を支援する。
- ・NPO等と地域の企業・行政の連携を重視する。

- ・多様な担い手が協働して地域の諸課題の解決に当たる仕組み(マルチステークホルダー・プロセス)の構築を図る。
- ・制度・領域横断的な対応で既存の制度や規制の制約の壁を乗り越えて、「新しい公共」の取り組みの幅の拡大を図る。
- ・都道府県域を超えた広域的な連携に配慮する。

#### 4. 支援事業の管理、運営

##### (1) 支援事業の基本方針、事業計画

- ・都道府県は、支援事業に係る基本方針案及び事業計画案を作成し、国に提出する。
- ・都道府県は、基本方針案と事業計画案を運営委員会に諮り、これを決定・公表する。

##### (2) 支援事業の対象者

- ・特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、ボランティア団体、地縁組織等の民間非営利組織であって、自発的、主体的に新しい公共の趣旨に合致する活動を行う組織、団体等が対象。

#### 5. 支援事業の内容

- (1) N P O等の活動基盤整備のための支援事業
- (2) 寄附募集支援事業
- (3) 融資利用の円滑化のための支援事業
- (4) つなぎ融資への利子補給事業
- (5) 新しい公共の場づくりのためのモデル事業
- (6) 社会イノベーション推進のためのモデル事業
- (7) 共通事務

#### 6. 成果目標の設定

都道府県は、支援事業終了時における成果目標について、可能な限り数値を用いて設定するものとする。

#### 7. 運営委員会

- (1) 運営委員会は、都道府県に設置する。

- (2) 運営委員会の役割

- ・支援事業に関する基本方針、事業計画、成果目標の検討
- ・都道府県から委託を受ける団体・組織等における事業の選定
- ・支援対象者、モデル事業（5の(5),(6)の事業）の選定等
- ・各事業の進捗状況等の把握と評価
- ・支援事業の効果を高めるための指導・助言 等

- (3) 運営委員は、事業選定の公平性を確保するため、地域の多様な関係者を含める。

- (4) 運営委員会では、審査の視点に基づき、申請案件の選考を行う。

（例）新しい公共の場づくりのためのモデル事業の審査の視点

- ・支援事業の趣旨に合致するか
- ・目的、計画が妥当であるか
- ・NPO等と地方自治体の連携であるか
- ・事業により大きな成果を期待できるか（仕組みや社会を大きく変えるか）
- ・事業に継続性・発展性はあるか
- ・事業に新規性・先進性はあるか
- ・事業に普及性はあるか
- ・多様な参加者（マルチステークホルダー）の関与はあるか

(5)運営委員会における審議は、透明性、公平性を確保する観点から、原則として公開で行うこととする。（インターネット中継等）

## 8. 情報開示、成果の公表、評価、監査

- (1)都道府県は、NPO等に対し、標準フォーマットを用いた団体情報の開示を義務付け、全国共通のデータベースへの掲載を進める。また、会計基準の導入を推奨する。
- (2)支援事業の成果は、都道府県がとりまとめ公表する。
- (3)支援事業の評価については、都道府県、都道府県から委託を受けた団体・組織、NPO等が自己評価を行い、運営委員会が第三者評価を行う。
- (4)支援事業の適切な実施を確保する観点から、都道府県は、外部監査の実施など、客観性・透明性のある方法で監査を実施する。